

○議事日程

令和6年6月21日（金） 午前9時00分開議

- 日程第 1・会議録署名議員の指名
- 日程第 2・陳情第 1号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第 3・一般質問（1人、1項目）
- 日程第 4・発議第 2号 開成町議会ハラスメント防止条例を制定することについて
- 日程第 5・同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6・諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7・議案第29号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8・議案第30号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越））
- 日程第 9・議案第31号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10・議案第32号 令和6年度開成町給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11・報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12・報告第 5号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第13・報告第 6号 繰越計算書の報告について
- 日程第14・報告第 7号 開成町土地開発公社の経営状況について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	星野洋一
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫



○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

開会前ですが、場内の皆様に周知させていただきます。本日、議場内に町の花であるアジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢在住の山本靖様より借り受けたものであります。

皆様に周知させていただくとともに、山本靖様の御厚意に感謝申し上げたいと思います。

改めまして、おはようございます。

これより令和6年開成町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

6月定例会議の議事日程（案）につきましては、お手元に送付のとおり、去る6月13日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、6月定例会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、4番、井上慎司議員、5番、武井正広議員の両名を指名します。

日程第2 陳情第1号 男女差別撤廃条約選択議案議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表を議会事務局長に朗読させます。

議長事務局長。

○議会事務局長（遠藤直紀）

では陳情文書を朗読いたします。

陳情第1号、受理番号、第1号、受理年月日、令和6年6月4日。

件名、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者の住所、川崎市多摩区登戸3398番地の1、大樹生命登戸ビル、川崎北合同法律事務所内。

陳情者の氏名、女性差別撤廃条約実現アクション神奈川代表、湯山薫。

陳情の要旨、別紙のとおり、付託委員会、常任委員会、付託年月日、令和年月日。

以上です。

○議長（山本研一）

お諮りします。陳情第1号を所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

異議なしと認め、陳情第1号は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第3 一般質問を行います。質問の順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順で行います。

また、明後日6月23日の日曜議会においても、一般質問を行うこととしておりますので、本日の持ち時間は1人当たり30分といたします。

それでは一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いします。

11番、前田せつよ議員、どうぞ。

○11番(前田せつよ)

皆様おはようございます。議員番号11番、前田せつよです。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

子宮頸がんは「ワクチン接種」と「検診」で万全な予防対策を。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス、HPVが原因のがんでございまして、日本では20歳から40歳女性におけるがん死亡の第2位でございます。

世界保健機構WHOは、制圧可能ながんと捉え、「ワクチン接種」と「検診」が対策の両輪としております。

①子宮頸がん予防のHPVワクチンは、小学校6年生から高校1年生相当の女性を対象に公費助成で定期接種を無料で受けることができます。国は、平成25年から9年間、接種勧奨を差し控えていたことから、その期間接種率が大幅に下がったため、接種機会を逃した方を対象に実施している「キャッチアップ接種」も合わせて推進をしております。その対象年齢は27歳まででございますが、国からの公費助成は、令和7年3月31日までが期限でございます。

接種の推進が重要と考え、現状と今後の対策を問います。

②子宮頸がん検診については、国は20歳から69歳を対象に、2年に1回「細胞診」の定期受診を推奨してございます。新たな取組として、今年度から自治体の判断で導入可能となった「HPV検査」がございまして、30歳以上を対象に、細胞を遺伝子レベルで調べる検診方法でございまして、頻度は5年に1回となるため、受診者等の負担も軽減される有効な検査でございまして、検診の拡充となるHPV検査を導入する考えは。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(山本研一)

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、子宮頸がんとは特定機能病院愛がんセンターの情報によれば、子宮の入口の子宮頸部と呼ばれる部分から発生するがんであります。そのほとんどはヒトパピローマウイルス、HPVというウイルスの感染が原因であります。このHPVウイルスは、性的接触により子宮頸部に感染する。そして子宮の入口付近に発生することが多いため、出血などの症状が早い段階で出現したり、診察において観察や検査がしやすく、発見されやすい。早期に発見すれば比較的治療しやすく、予後のよいがん、しかしながら、進行すると治療が難しいとしています。

子宮頸がんの予防に関しては、厚生労働省では、予防法としては、HPVワクチンを接種することで、ヒトパピローマウイルスの感染を予防することが挙げられる。

また、子宮頸がん検診を定期的に行うことで、がんになる過程の異常の早期の発見、医師と相談しながら経過観察したり、負担の少ない治療につなげることができるとしております。子宮頸がん検診による早期の発見、早期の治療が重要とされるがんであります。

開成町においても、まずHPVワクチンの接種に関しては、町ホームページ等を通じて、令和3年11月に厚生労働省が積極的勧奨を再開したことをお伝えしております。その上で、現在自己負担なく公費負担によって実施されております、小学校6年生から高校1年生相当の女性を対象とする定期接種と平成9年度生まれから平成19年度生まれの女性を対象とするキャッチアップ接種について御案内をしております。

また検診については、町が集団もしくは個別に実施しております各種がん検診の1つとして、20歳以上の女性を対象に、隔年で子宮頸がんの検診を実施しております。

今後も引き続き国の動向も踏まえ、町民の皆様のがんの予防や早期の発見につながる取組を推し進めてまいります。

それでは1つ目の御質問、HPVワクチン接種の現状と今後の対策についてお答えいたします。

HPVワクチンは、子宮頸がんの原因となるウイルスの感染を防ぐ効果があるとされ、平成25年4月、予防接種法に基づき、市町村が実施する定期予防接種の対象に位置づけられました。しかし、接種後に体の複数部分に慢性的な痛みが生じる副作用が報告されたことを受け、国は、その2か月後の平成25年6月に接種の積極的勧奨を一時差し控える旨発表いたしました。その後、令和3年11月、厚生労働省の厚生科学審議会においてHPVワクチンの安全性について特段の懸念は認められず、接種による有効性が副作用のリスクを上回ることが認められたことから、個別に接種を勧奨する取組を再開すると発表しました。令和4年4月定期接種の積極的勧奨が再開され、同時に接種機会を逃した前述のとおり世代を対象に、キャッチアップ接種が実施されております。

HPVワクチンはおおむね3回の接種が必要とされ、接種終了するまでに約6か月を要するとされております。また、厚生労働省の調査によれば、対象者の約半数がキャッチアップ接種のことを知らないと回答しており、その認知度の低さが課題となっております。

国は本年度末をもって終了予定のキャッチアップ接種について、この夏までに重点的に周知活動を展開する方針です。

自治体向けの説明会を開催するほか、本来の定期接種の上限年齢である高校1年生相当に対しても、改めて周知活動を実施するとしております。

開成町としても、HPVワクチンは若いうちに接種することで高い感染予防効果を期待できるとされていることから、接種の積極的勧奨を再開した国の方針に応じて、未接種者に対して個別の通知を行うとともに、町ホームページやお知らせ版を通じて周知に努めてまいります。

次に2つ目の御質問、検査の拡充となるHPV検査を導入する考えは、についてお答えいたします。

子宮頸がん検診は厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、その実施を推進する対象に挙げられており、開成町においても、健康増進法に基づき実施いたしております。

現行20歳以上の女性を対象に、2年に1回、問診と子宮頸部の細胞診検査を行っております。

受診方法としては、検診実施機関への委託による集団検診及び地域医師会への委託による個別検診を実施しております。

令和6年2月、前述のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改正され、HPV検査単独法が検査項目として追加されました。

HPV検査単独法については、細胞診単独法、HPV検査単独法、そして細胞診HPV検査併用法の3種類があります。令和6年4月1日以降、実施体制が整った自治体を選択可能となりました。その対象者は30歳以上の女性とし、5年に1回受診することが推奨されております。

ただ、HPV検査陽性者かつトリアージ検査で陰性となった方は、HPV検査が陰性になるまで追跡検査を毎年受け続けることとなります。

HPV検査単独法の導入に際しては、HPV検査陽性者に対する長期の追跡を含む制度の管理体制の構築が前提とされ、その管理体制が構築できない場合は、効果が細胞診単独法を下回る可能性があるとしております。よって、HPV検査単独法の導入にあたっては、神奈川県や検診実施機関、地域医師会などの関係機関の御理解と御協力が不可欠となります。

まずは地域の婦人会などと意見交換をし、足柄上地区衛生部会とも連携しながら、今後の対応を協議してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

今回子宮頸がんは、ワクチンと検診、この2つのフレーズについてしっかりと対策を取れば、本当になくすことができるということが世界的にも、もうそれが射程距離に入ったというようなことが世界の医療機関等々に情報が流れているという状況を踏まえまして、この質問をさせていただきました。

先ほどの町長答弁の中で、厚生労働省の調査によると、ワクチン接種のことに关しまして、その対象者、今回はワクチン接種の対象者が2枠あると、1枠はキャッチアップ健診、国がそのワクチンを控えていた時期、17歳から27歳相当の女性の方へのキャッチアップ健診というものが、ワクチンの接種というものが課題。もう1つは、通常、小学校の6年生から行われる定期のワクチン接種という2つの枠組みがあるわけですが、その件に关しまして、先ほど町長答弁では、そのワクチン接種の対象のキャッチアップ接種のことを本当に知らないという回答していた方が大変多くて、認知度の低さが課題とされているという御答弁をいただきました。

町長答弁にもございましたように、国内外のドクターからはその懸念が広がっておるところでございます。

実は、東京大学の大学院を卒業され医学博士を取得して、現在、関東中央病院の産婦人科医長で、4人のお母さんである稲葉可奈子先生、ドクターがいらっしゃるのですが、この方が子宮頸がん撲滅のために医療専門職有志で情報発信グループというものが誕生いたしました。その代表を務められております。

その稲葉医師によると、人類が初めて克服し得るがんが子宮頸がん。世界は子宮頸がん撲滅へ進み始めています。ところが、日本では子宮頸がん患者が逆に増え続けている。予防方法があるにもかかわらず、あまり知られていないということの懸念から、この情報発信グループが誕生したそうでございます。

それでは、日本がどうしてこの方が浸透していないかという、先ほど来申し上げております予防法のワクチン接種と検診のこの両輪が進んでいないという状況下にあるということだそうでございます。

また、世界保健機構WHOによると、日本の罹患者は毎年約1万1,000人かかっていらして、そのうち3,000人が亡くなっていると、さらに日本の女性の30代までにこの治療のために子宮を失う人が毎年約1,000人いると、そういうような、本当に日本としては、接種率や検診率の低いということが、本当に減らない要因ということでかなり頭を痛めているという現状があるそうでございます。

そこで、まず、本町におけるワクチン接種の現状について伺います。国がHPVワクチンの積極的な勧奨を開始して、先ほどお話したように、対象者が2つの枠組みになっているわけですが、10年前、この3月の定例会議において、本町におけるワクチン接種の状況について、同僚議員が質問したことに対して、町長

が答弁しておるものがございますので、御紹介をしたいと思います。

平成26年3月時点、10年前の開成町、子宮頸がんワクチン接種を3回まで終了した方の割合は、当時、10年前、高校2年生は、89%、高校1年生は、92%、中学3年生は、84%、中学2年生は、82%という町長答弁でございました。

今現状、本町におけるこのワクチン接種の実施状況についてお伺いたします。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、前田議員の質問にお答えいたします。現在、ワクチンの接種状況についてでございますけれども、対象者数が6年生相当11歳が、188人のうち接種3回終了の方はゼロ人でございます。12歳相当が216人で、13人、13回接種しております。13歳相当が1名接種しております。14歳相当が22名、15歳が29名、16歳相当が22名で100、延べでございますけれども、105名の方が11歳から16歳までに接種をしております。11歳から16歳までの対象人数といたしましては、1,142人でございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今の数字を皆様、課長から伺って、どう思われましたでしょうか。かなりやはり接種率が際立って下降しているという、本当に厳しい状況を目の当たりにするわけでございます。

そこで、本町として、このワクチン接種をどのように推進していくか、それについて御質問をさせていただきます。

例えば小学校ですとか、中学校等と連携して、接種率を上げていく、ワクチン接種の接種率を上げていくとか、具体的にその辺の真剣な動きをやっていくんだ。そのような御答弁をぜひとも伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは前田議員の御質問にお答えいたします。キャッチアップ接種が再開されたのが令和4年でございます。それまで控えていた方が多いということで、それから再開したわけでございますけれども、令和4年度に定期接種の対象者に対して個別通知を送っております。また、今年度も、本日、キャッチアップ対象者と定期接種の対象者に個別通知を送付する予定でございます。それはやはり、来年の3月でキャッチアップ接種が終了してしまうということもありますので、通知を差し上げるところでございます。

厚生労働省の調査におきましても、やはり地方自治体から直接の通知が行くとい

うのが、保護者等におきましても、やはり大事な通知なんだという感覚が強かったというのもございますので、そういうことをしてございます。

ほかにホームページやお知らせ版等でワクチン接種等のことも載せておりますし、がん検診につきましても、今年度のがん検診の対象者、初年度対象者が20歳でございますけれども、その方にもクーポン券等を送るなどの措置をしてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

担当課長のほうからの御説明で、ちょっと一部言葉足らずのところがあったかなと思われましたので、答弁させていただきます。

まず再開されたのは、定期接種が再開されたのではなく、国による積極的勧奨が再開されたと理解しております。

また先ほど、当初の答弁で申し上げましたけれども、一旦積極的勧奨が差し控えられた期間が9年間ございました。その点が、その後の接種率であったり、定期健診の認知度であったり、のところに影響していることは明らかかなと思います。それらの経緯も踏まえまして、町といたしましては、現在、定期接種が行われていること、そしてキャッチアップ健診が行われていること、また定期接種が来年3月、今年度末で終わるといふことの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今キャッチアップの件に関しましては今年度末、また定期接種が再開されたと、この2つに関しては、個別の御案内も含めて町は取り組んでいくという御答弁でございました。

どのような機会を捉えて、それを町民に周知するかと、先ほど来、様々なSNS等を使っての周知、それはもちろんのことでございますけれども、例えば、教育委員会部局と連携をして、小学校、中学校の場面でそれを周知するですとか、また、例えば、対象年齢の方ではなくても、お孫さんのことを、お子さんのことという捉え方で、様々な諸団体において、この子宮頸がんの取組についてしっかりと町の隅々まで知らせるとそれについての意欲をお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

やはりワクチンと検診の大切さというのを町民の皆様に周知するというので、そういった通知だけではなく様々な機会を捉えて周知するというので、そのほかの町でやっております検診の機会ですとか、あとそういった方々が集まるとき、若

いお母さんたちが集まる機会ですとか、子どもたちのいるときに、そういった周知する機会があれば、ぜひともやっていきたいと、周知していきたいと思っております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

それでは小項目の2つ目、子宮頸がんの検診の方針転換がなされたという関係で、HPV検査を厚労省が容認されて、今までの細胞診という2年に一度の検査だけではなく、30歳以上を対象にしたHPV検査というものが動き出したところでございます。

これは、実はこの検査方法の見直しによって、子宮頸がんの撲滅が図られるという思いから進んでおるところでございます。平成22年度は、このHPV検査の導入は市区町村では13.8%、238の自治体が既に取り組んでおるところでございます。今年度になりましても、横浜市さん等々県内でも、その検診方法を取り入れたという状況にあるわけでございます。

この検診のその精密度というのが95%あると、顕微鏡レベルで遺伝子レベルで調べられるという大変有益なもので、30歳以上対象に、5年に1回で十分であるという医学的な見地も出されておるところでございます。この体制をぜひとも開成町は、早期にこの体制整備に着手していただきたいという思いで御質問をさせていただきます。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

議員のおっしゃるとおり、HPV検査が陰性になった方は5年に1回でいいということで受検者にとっても負担が少ないということでございます。

ですが、先ほど答弁の中にも言いましたとおり、その後、陽性になった方等の管理等の追跡調査等の制度の構築が前提となっております。それらの管理体制が構築できないときには、効果が細胞診を下回るということもありますので、まずは諸団体、医師会とか、そういった地域の婦人科医などと連携しながら、それに対応を協議して、それから検討を進めていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

ただいま課長御答弁いただいたように、確かに体制整備をするというものの準備があるということは存じておるところでございます。

ただ、町としてできること、例えば、HPV検査について、前もって町の担当する職員にその研修を受ける等々をしながら、いつ、その諸団体との連携がかなって、このHPV検査、95%の精密のあるHPV検査を導入してもいいような準備をし

ていくとそのぐらい覚悟を持った町体制づくりをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

もちろん細胞診だけでなく、今言われたHPV検査が5年に1回ということですから、そういった有効性も含めて連携しながら対応を、ぜひとも協議していった情報共有を図っていきたいと思っております。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

先ほど来、この検査の方法としては、細胞診の精密度は、70%にすぎないと、HPVは95%というその数値、これをしっかりと共通の認識としていただいて、子宮頸がんはワクチン接種と検診で万全な予防対策ができると、このような認識を皆さんと共に共有したいと思えます。子宮頸がんの撲滅が際立って進んでいるのが開成町だ、と言われるように、私も含めて、それぞれの立場で大きく動かされていかれますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（山本研一）

これで前田議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして本日の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を9時40分いたします。

午前9時32分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午前9時40分

○議長（山本研一）

日程第4 発議第2号 開成町議会ハラスメント防止条例を制定することについて、を議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

発議第2号 開成町議会ハラスメント防止条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年6月21日提出。

提出者、開成町議会議員前田せつよ、賛成者、武井正広、井上慎司、星野洋一。

提案理由。開成町議会議員間のハラスメント及び議員と職員との間のハラスメントを防止し、及び根絶するための措置を講じ、並びにハラスメントを受けた者に配

慮することにより、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、町制の効率的運用に寄与し、もって町民及び社会から信頼される議会及び町政の実現を図るため、開成町議会ハラスメント防止条例の制定を提案いたします。

それではまず、この条例の制定経緯、理由について御説明いたします。

最近のニュースにおいて、議会を含む地方公共団体におけるハラスメントの事件や問題が数多く報道されています。

ハラスメントは、これを受けた者の尊厳を傷つけ、精神的、肉体的にも回復不能な被害をもたらすこともあり、これにより被害を受けた者が職務遂行できなくなったり、また組織としても、職場環境の悪化や人材の喪失、行政の停滞、住民から不信感を抱かれるなど、様々な弊害が起こり得ます。殊さら議員の場合は、住民の代表者という立場から、職員との関係は、ハラスメントの問題が顕在化しにくいということが他市町村の事例からも見受けられます。

よって、一議員として、自らが思っている以上に、常日頃から襟を正し、その言動が相手方にどのように受け止められるのかを考え、細心の注意を払う必要があります。

これまで国においては、ハラスメントのない社会の実現に向けて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律などの改正により、ハラスメントの防止対策の法制化やその強化がなされてきました。このような法整備が進む中、他の市町村においては、ハラスメントに係る具体的な事案が発生したことを契機に、ハラスメントの防止等をするを目的とした条例が制定されているところ です。

開成町議会においては、幸いにしてハラスメントに係る問題が生じていませんが、数年前に職員間においてセクシャル・ハラスメントの事件が起こりました。当時その件について全ての議員は、大きな憤りを感じたところでございます。

このような事件を経験した開成町議会としては、今現在、具体的な議員絡みのハラスメントの問題が発生しているわけではありませんが、他市町村の事例を見ても明らかであるとおおり、いつ議員がハラスメントの当事者となるかもしれず、また議員という立場から、そのようなことが起こり得る可能性がゼロではないことから、このたび開成町議会におけるハラスメントの防止及び根絶を図るため、開成町議会ハラスメント防止条例の制定に至ったところ です。

本条例の制定に向けて、開成町議会では、弁護士を招いて、ハラスメントに係る法的側面から専門的な知識を習得する機会を設け、そこでは全議員が参加して、ハラスメントの具体的事例を参考にしながら、注意すべき言動などについて学びました。そして昨年10月から半年以上かけて、条例案について、各条文ごとにその規定ぶりや文言等について、これを精査し、検討を重ねてきたところ です。

また、さきの事件の教訓として、単に条例をつくるのみならず、その具体的運用や相談窓口の設置、各議員がハラスメントに対する知識やなすべき行動を身につけ

るためのよりどころとなるものなどを、条例制定に併せて整備することが必要であるという認識から、ハラスメントの相談等に対応するための具体的手続、その流れを示した開成町議会ハラスメント防止指針を作成しています。

また、昨今の議員の成り手不足という問題に対して、議会や行政の経験のない方また町民の方々が安心して議員となり、活動できるための後押しのような存在に、この条例がなるとも考えているところでございます。

それでは、条例の具体的な内容について説明をいたします。

この条例は、前文及び附則と10条から成る本則から構成されています。

条例の題名は、開成町議会ハラスメント防止条例となっています。文字どおり開成町議会におけるハラスメントを防止するという条例の目的を表したものになっています。

次に、前文についてです。前文のついた条例は多くはありませんが、ハラスメントに対する議会の意思を明確にするためにも、これを設けました。

第1条は、条例の目的について規定しています。ここでは、条例において防止し、根絶するための措置を講ずるべきハラスメントの対象を、議員間のハラスメントと議員と職員間のハラスメントと明記しています。これにより、条例が想定するハラスメントの体系として、①議員から議員へのハラスメント。②議員から職員へのハラスメント。③職員から議員へのハラスメントの3つのパターンとなります。

そして、ハラスメントを受けた者に配慮するということを条文に掲げていることから、例えば、本条例の各種手続を行う際においては、ハラスメントを受けた者の意向がしっかりと尊重されるべきことを示したものになっています。

第2条は、用語の定義になります。第1項においては、この条例におけるハラスメントに当たる行為を規定しており、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント、そして、その他のハラスメントの4つの行為としております。

第2項においては、職員の定義を規定しています。

第3条は、議長の責務について規定しています。

第1項では、ハラスメントの防止及び根絶に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、これに迅速かつ適切に対応することが議長に求められています。

第2項では、ハラスメント防止等に関する指針を定め、これを周知徹底するとともに、ハラスメントに対する相談に的確に応ずるため、必要な相談体制を整備することが議長に求められています。

第4条は、議員等の責務について規定しています。

第1項では、議員は他の議員及び職員に対して、そして職員は議員に対してハラスメントをしてはならない旨、条例上義務を課しています。

第2項では、議員に対して、議会におけるハラスメントの防止のための責務を規定しています。そこでは、指針を遵守して、ハラスメントの防止に努められなければならないと規定しています。

第3項は、不本意ながら、議員自らがハラスメントを行った者と指摘された場合における議員の責務規定となります。

第4項では、議員が他の議員が関わるハラスメントに遭遇した場合に取るべき対応について定めています。

第5条は、調査及び研修並びにハラスメント相談窓口の設置について規定しています。

第1項では、議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施し、議員に対して必要な研修を行うものとしています。

第2項では、議長はハラスメントに関する報告及び相談に対応し、その円滑かつ公正な解決を図るために、ハラスメント相談窓口を設置するものとしています。

具体的な事件が発生してからではなく、本条例により、恒常的な窓口としてハラスメント相談窓口を設置することで、より相談しやすい、また、迅速な対応も期待できる体制となっています。

第6条は、事実関係の把握について規定しています。

第1項では、その前段において議長は、ハラスメント相談窓口で議員または職員からハラスメントに関する報告または相談があったときは、速やかに当該報告、または相談に係る事実関係の把握をする旨規定しています。ここでいう報告とは、さきの第4条第4項に規定した議員が、他の議員が関わるハラスメントに遭遇した場合の議長への報告を指しています。

第1項の後段では、職員がハラスメントを行ったものであった場合、当該職員に対して、議長が行う調査への協力を促す規定となっています。

第2項及び第3項は、ハラスメントを行った者が職員である場合で、当該職員が、第1項後段の議長の事実関係の把握の要請に協力しないときの対処規定です。

第4項は、極力、ハラスメントを受けた者が安心してハラスメント相談窓口への相談が可能となるよう、ハラスメントを受けた者に配慮する旨の規定です。

第7条は、氏名の公表、その他の措置等について規定しています。ここでいう氏名の公表は、懲罰的な意味での公表ではなく、周りの者が知ることによって、ハラスメントに対する注意喚起をすることができる。注意喚起につながるという再発防止に資することとなるという考えの下によるものです。

氏名公表は、議長が講ずべき措置の例示として挙げていますので、必ずしも全ての場合に氏名公表をするわけではございません。

第8条は、議長の職務代行について規定しています。

第9条は、被害を受けた者等のプライバシーの保護等について規定しています。

第1項では、議員に対してハラスメントの被害を受けた者やその関係者のプライバシー保護のため、これに十分配慮し、ハラスメントに関して、職務上知り得た秘密を漏らすことがないように規定するものです。議員を退いた後も同様としております。

第2項は、ハラスメント相談窓口への相談者に対してハラスメント発生後及び第7条第1項の措置、または要請後におけるフォローを議長が実施することを規定しています。

別に定めるところによりとあるとおり、具体的な実施主体は、ハラスメント相談窓口としています。

第2項の規定は、他市町村議会のハラスメントに関する条例にはない本条例特有のものとなっております。

ハラスメントを受けた者は、周りの人の目や接し方などがとても気になるものと推察されますから、相談して終わりということではなく、引き続きハラスメント相談窓口として、できる限りのフォローをしていくという体制をしきことで相談しやすい環境をつくり出すことができます。また、そのようなことが、本条の目的に沿うものであり、本条例の存在意義の1つにもなると考えます。

第10条は、条例に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項は議長が定める旨、委任について規定しています。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行する旨規定しています。

附則第2項は、継続的な検討として、議会は、この条例の目的の達成状況、その他、施行の状況について検証に努め、社会情勢、その他の状況の変化を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直し、その他の所要の措置を講ずるものとする規定するものです。

開成町議会は、先行する多くの他市町村議会のハラスメントに関する条例の制定経緯とは異なり、具体的な議員によるハラスメント問題があったことを契機として、この条例を制定するに至ったわけではございません。

しかし、万が一、今後具体的な案件が発生し、この事実関係の把握などの調査について本条例における対応スキームでは解決できないようなケースが現れるかもしれません。よって、定期的に条例の見直しを行う必要性は高く、本附則第2項は意義あるものと考えます。

なお、本条例については、議員が関係するハラスメントを対象としていることから、ハラスメント相談窓口も議会事務局に置き、本条例自体の所管の議会事務局になります。

以上が、条例の内容についての説明になります。

最後に、開成町議会の議員全ての職員が1人の人間として尊厳が保たれ、快適にかつ安心して働く環境が担保され、議員も、職員もその能力を存分に発揮し、ひいてはさらなる町民サービスにつなげていかなければなりません。

議員の皆様には御理解をいただきますよう申し上げて、提案趣旨の説明とします。説明を終わります。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

発議第2号 開成町議会ハラスメント防止条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について、を議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由。教育委員会委員のうち1人の任期が令和6年6月30日をもって満了となるため、後任の教育委員を任命したいので提案いたします。

今回新たに教育委員として任命する井上真由美さんは、平成12年3月に、洗足学園短期大学幼児教育科を御卒業され、その後、玩具専門店において御勤務されました。

令和5年度においては、開成幼稚園PTA広報委員長及び開成小学校PTA保健厚生全学年委員長を歴任し、保護者の立場として、幼稚園、小学校関係の業務に従事されました。

ただいま御紹介したとおり、学校や地域との関わりに精通しており、本町の教育行政全般に対しても、深く理解されております。

以上のことから、教育委員として適任と考え、井上さんの任命について議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和10年6月30日までの4年間です。

参考までに、略歴を添付してございますので、御参照ください。

よろしく願いいたします。

○議長 (山本研一)

説明は終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論はないようですので採決を行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命について。原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、を議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由。人権擁護委員のうち、1人の任期が令和6年9月30日をもって満了になるため、その後任者を法務大臣へ推薦したいので議会の意見を求めます。

なお、今回推薦したい高島幸代さんは、昭和57年から小学校教諭として勤務され、社会の実情に通じ、教育者として中立、公正さを兼ね備えられております。

さらに、民生委員、児童委員として、相談、見守り活動に従事するなど、幅広い分野で活躍されております。

現在においても、女性、子どもの人権に関心があり、人権問題に大変意識が高く、人格、識見とも高く評価されるので、ここに推薦いたします。

任期は令和9年9月30日までの3年間です。参考までに、略歴を添付しておりますので御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長 (山本研一)

説明は終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論はないようですので、採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(全 員 賛 成)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって、推薦者を適任と認めることに決定しました。

日程第7 議案第29号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、小規模保育事業及び事業所内保育事業において、従事する保育士等の配置基準を改めるため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

それではファイル名03、議案第29号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、を御覧ください。

令和5年12月22日に閣議決定されました、次元の異なる少子化対策の実現に向けて作成されました、こども未来戦略において、今後3年間集中的に取り組むべき政策、いわゆる加速化プランの1つとして、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐため、令和6年3月13日、内閣府令として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われ、満3歳以上の保育士職等の保育職員配置の最低基準について見直しが行われました。町条例は、国の政令に基づいて定めているため、当該条例の改正を行うものでございます。

また、現在、開成町内において、本条例に定めている施設はございません。

それでは条文の説明をいたします。1ページ進んでいただき、2ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

第30条は、小規模保育事業A型。第32条は小規模保育事業所B型。第45条が、事業所内保育事業所。次のページ中段の第48条は、小規模型事業所内保育事業所についての規定です。各条とも第2項として、保育士または保育従事者の数を

定めており、第3号は、満3歳以上4歳に満たない児童について、改正前、おおむね20人につき1人から改正後、おおむね15人につき1人に改正しております。

第4号は、満4歳以上の児童について、改正前はおおむね30人につき1人から改正後はおおむね25人に1人に改正するものです。

附則でございます。施行期日は、公布の日から施行する。

また、第2項、経過措置といたしまして、保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、今回改正した条項による改正後の規定は適用しない。この場合においてこの条例における改正前の規定は、この条例の施行日の日以降においても、なおその効果を有するとしております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明は終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。本町においては、公立の保育園というのがございませんので、こちらの条例に関しては、指導や監査ということは、特に行われたいという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（田中美津子）

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。公立の保育園というものが開成町はないということでございますけれども、本条例につきましては、町、認可保育所につきましては、県の条例で定めておまして民間保育所、今回改正しました家庭的保育事業所等につきましてはこの条例で定めたものにおいて、町が認可をするものでございますので、もしこれからこの事業所が出た場合には監査等は町の責務において行うということになります。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第29号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはごさい

ませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第30号 工事請負変更契約の締結について(令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事(繰越))を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由。令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事(繰越)繰越の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 (山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長 (高島大明)

それでは、議案第30号 工事請負変更契約の締結について、を御説明いたします。

令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事費(繰越)について、次のとおり請負変更契約を締結するものです。

- 1、契約の目的、令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事(繰越)。
- 2、契約金額、一金、6,329万7,300円。
- 3、契約工期、令和6年2月14日から令和6年7月31日まで。
- 4、契約の相手方、渡辺建設株式会社神奈川西営業所。

続いて、次のページを御覧ください。変更内容についての資料となります。

- 1、事業内容は、工事の事業名、工事場所、工事概要となります。

基本的には、当初契約時と同様ですが、上から3つ目、工事概要の方を御覧ください。工事概要のうち、(2)敷地内敷均し及び、防草シート設置については、変更後の面積である774平方メートルとなっております。

次に、2、変更理由を御覧ください。

施工開始した後で判明した現地の状況などにより施工内容を変更するものになります。

- 1、増額対象について説明いたします。

増額対象については、主に記載の7項目について工事が増となるものです。特に(3)の周辺地盤への影響を考慮した山留工事の追加と、(7)の当初の見込みと比較しての発生材の増において増額が大きくなっております。

2、減額対象については、記載の2項目について減工、または廃工となるものです。

次に、3、事業費について、御覧ください。こちらに記載の額は消費税及び地方消費税込みとなっております。

変更前契約金額は、5,822万3,000円、変更後契約金額は、6,329万7,300円、増減額としては507万4,300円の増となるものです。

説明は以上になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第30号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越））、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第31号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第1号）について、を議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、議案第31号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。資料は2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。

14款国庫支出金、2項国庫補助金から20款諸収入、4項雑入まで補正額の計は1億7,466万3,000円の増額です。

続いて、資料は3ページを御覧ください。歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費まで、補正額の計は、1億7,466万3,000円の増額です。歳入歳出共に、1億7,466万3,000円の増額をいたしまして、総額74億4,366万3,000円の予算額とするものです。

続いて補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。資料は7ページを御覧ください。2、歳入です。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

それでは説明をさせていただきます。歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、地方創生交付金、補正額1億4,513万5,000円でございます。

説明欄、1つ目、デジタル田園都市国家構想交付金245万円の減となります。こちらは国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして実施予定でありました。県西地域活性化プロジェクトに位置づけた事業につきまして、神奈川県を中心に県西2市8町と合同で申請を行い、採択に向けて努力してまいりましたが、結果、不採択となりましたので、減額をお願いするものでございます。

なお不採択の結果を受けまして、交付金対象の県西地域活性化プロジェクトの構成事業、広報広聴費において145万円、企画費において100万円については財源更正を行いまして、一般財源を充てて実施してまいります。

説明欄の2つ目になります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億4,758万5,000円です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金でございます。低所得世帯支援をはじめといたしまして、学校民間保育所給食費の保護者負担軽減事業等に充当してまいります。

○こども課長（田中美津子）

続いて、3目民生費国庫補助金、6節子ども・子育て支援事業費補助金、説明欄、児童手当制度改正実施円滑化事業補助金303万9,000円の増額です。児童手当制度の抜本的拡充について、円滑に事務を進めるための業務システム改修費用に係る国庫補助金になります。補助率は10分の10です。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして、7目教育費国庫補助金、4節公立学校費補助金、説明欄、公立学校情報機器整備費補助金41万6,000円の増額でございます。

こちらは公立学校情報機器活用支援体制整備補助金につきまして、令和6年4月1日付で交付決定を受けたことから予算計上するものでございます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

すみません。続きまして、17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、地方創生応援税制に係る寄附金45万円でございます。

すみません。こちらちょっと後ほど御説明をさせていただきます。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして18款繰入金、1項基金繰入金、4目育英奨学基金繰入金、1節育英奨学基金繰入金24万円の増額でございます。

育英奨学金の運営につきましては、令和6年度は新規利用者1名分の所要額を当初予算に歳出計上してございます。結果的に新規利用者が2名となりましたことから、貸付原資が不足となるため、育英奨学基金から繰入充当をするものでござい

す。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、説明欄、自治総合センターコミュニティ事業助成金（一般コミュニティ）分250万円、こちらは歳出で御説明させていただきますが、町内自治会に対する備品整備事業に充当するものでございます。同じくその下の地域防災組織分190万円、こちらにつきましても歳出で御説明させていただきますが、自主防災会に対する防災備品整備事業に充当するものでございます。

○保険健康課長（土井直美）

その下、4節衛生費雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金2,098万3,000円でございます。こちらは歳出で説明いたします、コロナワクチン接種費用に対する助成金になります。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは次の8ページを御覧ください。歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、上から3つ目の6目交通防犯費、説明欄、交通安全対策推進事業費45万6,000円でございます。こちらにつきましては、毎月1日、15日など、児童生徒の登下校時に地域住民やPTA等の登校指導者が横断歩道で使用する横断旗暖気450本を購入するものです。

なお、補正額の財源内訳、その他、先ほど歳入でもありましたけれども、45万円につきましては、交通安全対策として横断旗購入事業に御賛同いただいた企業からの寄附による企業版ふるさと納税を活用して購入費に充当させていただくものでございます。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして、7目電算管理費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、電算システム管理費になります。

町村情報システム共同事業組合負担金479万1,000円の増です。児童手当制度拡充に伴うシステム改修と、給付金定額減税一体支援事業に伴うシステム改修費用になります。補助率は10分の10です。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

次に10目協働推進費、説明欄、コミュニティ活動強化関係費260万円、コミュニティ活動の強化を図るため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ事業助成金を活用して、自治会備品等の整備をするものでございます。

今年度の助成といたしましては、金井島、上延沢、榎本、下島の4自治会の備品整備事業に充てるものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして3款民生費、1項社会福祉費、12目価格高騰重点支援給付金関係費でございます。

説明欄、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付関係費1億4,245万1,

000円の増額でございます。

こちらにつきましては、令和5年11月2日に閣議決定した内容に基づきまして、歳入で計上させていただいた、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を原資に主要経費を予算措置するものでございます。

対象者等給付額でございます。新たに令和6年度住民税均等割の非課税となる世帯に10万円、また新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯に10万円、これらの世帯に18歳以下の子ども1人につき5万円です。また、このたび定額減税をし切れなかった方に対して、1人当たり4万円を上限に給付する内容となっております。

説明欄でございます。会計年度任用職員報酬、職員手当等費用弁償は当該事務を処理するための人件費とそれに付随する経費となっております。

そのほか、事務用の消耗品費、各種通知の郵送費としての通信運搬費、口座振込手数料、通知等の印刷代としての事務機器保守業務委託料、障害のある方の就労を支援する事務所に通知の封入を委託する障害者優先調達委託料をそれぞれ計上をさせていただきます。

最後の低所得者支援及び定額減税補足給付金1億3,981万円は、給付金となっておりますが、対象者数でございますが、住民税の課税条件による低所得者向けの給付金分が350世帯とそれに子ども加算分として70人分を見込んでございます。また定額減税による補足給付分として3,000人分をそれぞれ見込んでございます。

#### ○こども課長（田中美津子）

ページは9ページにお進みください。

同じく民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、説明欄、民間保育所等運営支援事業費給食食材費高騰対策交付金105万1,000円の増額です。町内の認可保育所3園に対し、給食食材費の物価高騰に対し補助するものでございます。

食材価格の高騰が続いており、町内認可保育所においては、給食の質を確保するため、令和5年に給食費の値上げをして対応しているところでございますが、さらなる高騰により負担が大きい状況にあるため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して補助を行うものです。

積算につきましては、各保育所の当初予算額に物価高騰上昇率と給食費の値上げ率の差額分を乗じた額としております。

#### ○保険健康課長（土井直美）

続きまして、その下、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費説明説明欄、感染症対策事業費、2,098万3,000円の増額になります。こちらは新型コロナワクチン代の見直しにより、昨年末時点で7,000円としていた接種費用が1万5,300円程度となり、8,300円の超過が見込まれることから、想定接種者数の2,528回分を乗じた分を増額するものでございます。

#### ○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、説明欄、災害対策推進事業費防災備品購入費199万9,000円でございます。歳入で御説明しました、コミュニティ事業助成金の地域防災分を活用しまして、災害など停電時の非常用電源に使用できるポータブル電源及びソーラーパネルを整備するものでございます。14セット購入し、各自主防災会1セットずつ配付する予定でございます。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続いて9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、1つ目になります。給食事業特別会計繰出金233万1,000円の増額、物価高騰の影響が長期化する中、学校給食の食材調達においても大きな影響を受けてございます。学校給食費の保護者負担を増やすことなく、安心・安全で質の高い給食を安定的に提供するため、物価高騰分につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、所要額を給食事業特別会計に繰出すものでございます。

2つ目としまして、育英奨学金関係費、貸付金24万円の増額、歳入でも御説明申し上げましたように、現時点で新規利用者が2名あったことから、貸付金を増額するものでございます。

3つ目としまして、外国籍児童生徒の日本語指導関係費225万6,000円の増額、本年6月より文命中学校2学年にカンボジア籍の生徒が在学をしてございます。当該生徒におかれましては日本語が全く話せないという状況でございますので、ここで日本語指導員を雇用しまして、必要な教育的支援を行いたいと考えてございます。ついては指導員雇用に係る報酬、職員手当、費用弁償を計上するものです。

次のページに移ります。5項の幼稚園費になります。

1目幼稚園管理費、説明欄、幼稚園管理運営関係費、修繕料を52万4,000円の増額、こちらは幼稚園バスのDPFマフラーを経年劣化のため交換するものでございます。DPFマフラーと申しますのは、ディーゼルエンジンの排気ガスに含まれる粒子状物質や黒鉛いわゆるPMですね。こういったもの、それから有害物質をフィルターで捕集し除去する装置のことでございます。点検事業者を確認しましたところ、DPFマフラーを交換しなかった場合、バスの故障を走行不能に至るということでございました。

よってここで緊急性が高いと判断をいたしましたので、当該事業に要する経費を補正計上しまして、対応を図ることで安心安全な運行を継続するものでございます。

○生涯学習課長（田代孝和）

続きまして、6項社会教育費、2目公民館費でございます。説明欄、図書室運営事業費、会計年度任用職員報酬17万9,000円の増額でございます。

こちらは庁舎1階町民プラザに設置しております、臨時図書室の開館日を拡充し、子どもたちの夏休み等に合わせて土曜日、日曜日についても開館したいため図書館司書等の会計年度任用職員に係る報酬を増額するものでございます。

○財務課長（高島大明）

続いて13款予備費です。今回の補正による歳入歳出の差額について予備費を5

19万8,000円減額することにより調整いたします。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

大変失礼いたしました。7ページにお戻りいただいて、歳入の総務費、2項総務費寄附金になります。改めて17款款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、説明欄、地方創生応援税制に係る寄附金になります。

こちらは令和6年度に受領いたしました3社からの企業版ふるさと納税になります。こちらを活用し、横断旗に活用し、当てるものとなります。

以上です。大変失礼いたしました。

○財務課長（高島大明）

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。8ページでしょうか。支出の価格高騰重点支援給付金関係のところなのですけれども、先ほどの説明の中で、住民税非課税世帯350世帯というようなお話がありました。ちょっと伺いたいののが、この中で、いわゆる高齢者の年金で生活されているような世帯の割合というのは、要は350世帯の中で高齢者のそういったところの割合というのは、どの程度なのかとかというのは、何か数字とかあるのでしょうか。その辺をもしお聞かせいただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。対象者の年齢構成等につきましては、まだ厳格に特定はできてないという状況でございますので、お答えといたしましては現在のところまだちょっと分かっていないということで御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第31号 令和6年度開成町一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し

忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第10 議案第32号 令和6年度開成町給食事業費特別会計補正予算(第1号)について、を議題とします。予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長 (田中栄之)

それではファイルナンバー6番を御覧いただきたいと思います。

議案第32号 令和6年度開成町給食事業特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。予算書2ページを御覧いただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正となります。

初めに歳入でございます。2款繰入金、1項他会計繰入金、補正額233万1,000円、歳入合計では補正前の額1億1,205万8,000円に、補正額233万1,000円を加えまして、1億1,438万9,000円となります。

続いて3ページを御覧いただきたいと思います。

歳出です。1款給食事業費、1項給食材料費、補正額233万1,000円。歳出合計では、補正前の額1億1,205万8,000円に、補正額233万1,000円を加え、1億1,438万9,000円となります。

次に7ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金233万1,000円を、給食材料費に増額するものでございます。

続いて8ページを御覧いただきたいと思います。歳出です。給食材料費233万1,000円を増額するものでございます。説明欄に内訳がございます。

開成小学校60万5,000円、開成南小学校84万8,000円、文命中学校72万5,000円、開成幼稚園15万3,000円。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長 (山本研一)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第32号 令和6年度開成町給食事業特別会計補正予算(第1号)について、

原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第11 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について、を議題とします。説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされていますので、今回報告するものです。

それでは資料の2ページを御覧ください令和5年度開成町繰越明許費繰越計算書です。

まずは一般会計について御説明いたします。表を御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費事業名、事業名、公有地管理費、金額6,437万2,000円、翌年度繰越額4,109万2,000円。財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金2,569万9,000円、一般財源1,539万3,000円です。

続いて同じく2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍システム管理費、金額443万3,000円、翌年度繰越額443万3,000円、財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金443万3,000円です。

続いて3款民生費、1項社会福祉費、事業名、価格高騰重点支援給付金給付関係費追加分、金額787万7,000円、翌年度繰越額787万7,000円。財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金787万7,000円です。

続いて同じく3款民生費、1項社会福祉費、事業名、価格高騰重点支援給付金給付関係費（均等割課税及びこども加算）、金額3,206万9,000円、翌年度繰越額3,206万9,000円。財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金3,206万9,000円です。

続いて4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、金額105万2,000円、翌年度繰越額105万1,300円、財源内訳は、既収入特定財源、91万800円、未収入特定財源、国県支出金14万500円です。

続いて7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、町道改良事業費、金額126万4,000円、翌年度繰越額126万3,700円、財源内訳は、一般財源126万3,700円です。

続いて同じく7款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、橋りょう整備事業費、金額1,300万円、翌年度繰越額977万円、財源内訳は未収入特定財源、国県支出金450万円、一般財源527万円です。

続いて7款土木費、4項都市計画費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額1億7,820万円、翌年度繰越額1億7,820万円、財源内訳は、未収入特定財源地方債1億7,820万円です。

以上、8事業による合計金額は、3億226万7,000円です。翌年度繰越額は2億7,575万6,000円。財源内訳は、既収入特定財源91万800円、未収入特定財源、国県支出金7,471万8,500円、地方債1億7,820万円、一般財源2,192万6,700円です。

次に資料の3ページを御覧ください。駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計について御説明いたします。

こちらまず2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、金額5億4,819万9,000円、翌年度繰越額5億3,371万697円。財源内訳は、未収入特定財源、国県支出金7,890万円、地方債2億円、その他1億7,820万円、一般財源7,661万697円の1事業です。

以上で、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。一般会計の7款の4項都市計画費の1億7,820万円なのですが、こちら実際、どの区分に当たるかというのがめどがついてこの金額が出たと思うのですけれども、区分はどちらというのが、もう決定しての金額なのでしょう。そうでしたらお示しいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。区分につきましては、当然ながら駅前通り線区画整理事業の中で、地権者様と交渉させていただいております用地等の購入、または補償費に充てるところで、お金のほうは計画しておりましたが、その部分に今回繰越しをさせていただいて、今年度充てさせていただこうと考えているものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

用地の購入または保証というところですがけれども、実際、今、特に補償の件で、資材高騰などで金額が変動しているところがありますけれども、時間がたつにつれて、そのような金額率というか、その金が上がってくるようなことはあるのでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

補償費の算定につきましては、当該年度にお示しをさせていただいた金額で交渉をさせていただいております。ですので、令和5年度中に指し示させていただいた方につきましては、令和5年度中の国が算定された単価を使用させていただき、令和6年度に御提示をさせていただく金額につきましては、令和6年度の単価を採用させていただきますので、単価の高騰はその年度において、求償して提示をさせていただいております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では、昨年度の繰越ですけれども、国庫支出金などある中で、地方債からというところに理由があればお示してください。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

こちらの財源の充て方というところにつきましては、こちらのものについては、繰越明許ということで、令和5年度予算において予定していたものについて、令和5年度中に事業が終わらないというところなので、今回これ3月議会のところの補正のところで繰越明許ということで設定をさせていただきまして、その結果について報告させていただいているというところなんです。それについてはというところと言うと、令和5年度の予算審議のところの段階で、既にこの事業について特定財源として地方債この額を充てると。その予定していた事業について繰り越す形になるので、その地方債についても、そのまま繰り越すという形で今回繰越明許の報告をさせていただいているところです。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で、報告第4号 繰越明許費計算書の報告についての報

告を終了します。

日程第12 報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告について、を議題とします。説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告について御説明いたします。

この報告は、地方自治法施行令第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越について、地方自治法施行令第150条第3項の規定によって報告するものです。言い換えますと、繰越明許費に関する規定、先ほどの翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないという規定について、事故繰越しに準用されることということになりますので、今回報告するものとなります。

それでは資料の2ページを御覧ください。令和5年度開成町事故繰越し繰越計算書です。表を御覧ください。駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計になります。

2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、支出負担行為額9,979万6,800円について、内訳としては、支出済額7,979万6,800円、支出未済額2,000万円です。

翌年度繰越額は2,000万円、財源内訳は一般財源2,000万円、事故繰越しに係る説明としましては、被保証者の移転に日時を要したため、事故繰越するものとなります。事故繰越しについては、以上の1事業となります。

以上で、報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終了します。

日程第13 報告第6号 繰越計算書の報告について、を議題とします。説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、報告第6号 繰越計算書の報告について、御説明いたします。

これは令和5年度開成町水道事業会計のうち、建設改良に係る予算を地方公営企業法第26条第3号の規定に基づき、繰越しいたしました。予算の繰越しにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、管理者は、地方公共団体の補佐に繰越額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公

共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならないとされており  
ます。

それでは、2ページ目を御覧ください。令和5年度開成町水道事業会計予算繰越  
計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。12款資本的  
支出、2項増設改良費、事業名、排水施設整備工事、予算計上額3,850万円、  
翌年度繰越額3,850万円、説明欄、新型コロナウイルス感染症の影響により、  
更新機器の部品不足となり、納入が遅れたことによるものです。

以上、令和5年度開成町水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます  
。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第6号 繰越計算書の報告についての報告を終了  
いたします。

日程第14 報告第7号 開成町土地開発公社の経営状況について、を議題とし  
ます。説明を公社理事長に求めます。

○公社理事長（石井 護）

大変失礼いたしました。それでは、開成町土地開発公社の経営状況について御報  
告いたします。

ファイルナンバーは10番になります。まず議案の朗読からさせていただきます。

報告第7号 開成町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度事業報告及び決算並  
びに令和6年度事業計画及び予算を別添のとおり提出する。

令和6年6月21日提出、開成町長、山神裕。

それでは議案の4ページを御覧ください。4ページは、令和5年度事業報告書で  
ございます。

1の公有地取得状況と2の公有地売却状況は実績がございません。

5ページを御覧ください。3の重要庶務事項から、6の職員に関する事項は記載  
のとおりでございます。

続いて、決算書表でございます。1つ飛んで7ページの損益計算書を御覧くださ  
い。

(4)の事業外収益は、受取利息344円、雑収益3万8,000円で、経常利  
益は3万8,344円で、当期純利益となります。

戻って6ページを御覧ください。1の貸借対照表、資産の部、(1)流動資産は、  
現金及び預金と公有用地で、流動資産合計は3億4,577万4,719円であり  
ます。

(2)の固定資産はありません。よって、資産合計は同額であります。

負債の部、(3)の流動負債は1年以内返済予定の長期借入金という前受金で、流動負債合計は2億2,998万3,125円であります。

(4)の固定負債は、長期借入金8,835万6,250円で、負債合計は3億1,833万9,375円でございます。

資本の部、(5)の資本金は500万円で、資本金合計は同額でございます。

(6)の準備金は、前期繰越準備金と当期純利益で準備金合計は2243万5344円で、資本合計は、2,743万5,344円でございます。負債資本合計は3億4,577万4,719円となります。

続いて、8ページの3、キャッシュフロー計算書と、9ページの4、財産目録並びに10ページの5、附属明細書は記載のとおりでございます。

続いて13ページを御覧ください。令和5年度の収入支出決算説明書になります。重複する部分及び当初予算額並びに差引き増減等は省略をさせていただきます。

公社が取得した庁舎周辺環境整備用地の町からの買戻しに関わる土地売却収入が3,762万8,125円、令和4年度からの繰越金が1,374万5,984円、事業外収入3万8,344円を合わせまして、収入合計は5,141万2,453円となっております。

支出は金融機関への借入金償還金が3,556万8,750円、この償還金に対する支払利息が25万842円で、支出合計は3,581万9,592円となります。

収入支出差引額の1,559万2,861円が、令和5年度から令和6年度へ繰り越す額となりました。

続いて15ページを御覧ください。開成町土地開発公社の令和6年度の事業計画予算等について御説明いたします。

令和6年度においては、土地取得、土地売却共に予定はございませんが、窓口設定といたしまして、その他の項目に1,000円を計上しております。

続いて16ページを御覧ください。令和6年度開成町土地開発公社予算及び資金計画でございます。

第2条第1項の規定のとおり、収入支出予算総額を収入支出5,667万8,000円と定めております。

なお収入支出予算については、17ページの第1表、収入支出予算、借入金については、18ページの第2表、借入金、資金計画については、19ページの第3表、資金計画によるものとしております。

恐れ入りますが、17ページにお戻りください。

第1表、収入支出予算でございます。収入としては、事業収入、土地売却収入4,109万1,000円、繰越金に1,558万5,000円、事業外収入は利息収入に1,000円、雑収入に窓口設定の1,000円を計上しております。

このうち、土地売却収入は、平成28年度と令和3年度に公社が先行取得いたし

ました庁舎北側用地及び公用車駐車場用地について、町が16回の分割払いで、買戻しを行うこととなっておりますので、そのうち庁舎北側用地の2回分の売買代金と公用車駐車場用地2回分の売買代金でございます。

次に支出といたしましては、事業費、土地取得費に窓口設定の1,000円、管理費、一般管理費に3,000円、借入金償還金に3,861万3,000円、事業外支出支払利息に19万5,000円、予備費に1,786万6,000円を計上しております。

18ページを御覧ください。第2表 借入金でございます。

公有地等取得管理資金として、5億円を限度に記載のとおり金融機関からの借入れを行うことができる旨をあらかじめ定めたものでございます。

19ページを御覧ください。第3表 資金計画でございます。受入資金、支払資金について記載しておりますが、詳細は第1収入支出予算と重複しますので、説明は省略させていただきます。

20ページの令和6年度収入支出予算説明書については、第1表収入支出予算で御説明させていただきましたとおりでございます。

若干戻ってですが、説明書には記載があったと思いますが、雑収益で3万8,000円という数字があります。6年度については窓口設定で1,000円という形なんですけど、これは記載のとおり、東京電力の電柱が敷地内にございまして、その占用料という形での収入でございます。しかし3万8,000円という数字だと占用料からすると多いのですが、これ実は東京電力から連絡がございまして、東電のほうでよくよく調べたら、土地開発公社の土地開発公社、個人の方からその土地を買ったわけですけども、電柱が建っていると。その占用料がどうも東電の中でも所有者が云々変わったりなどして、整理されていなくて、払っていなかったのが大変申し訳なかったということで、過去の分も一緒に3万8,000円収入があったということでございますので御理解いただければと思います。

報告は以上とさせていただきます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、以上で報告第7号 開成町土地開発公社の経営状況についての報告を終了します。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明後日の6月23日の日曜議会は、午前9時から11名の議員が一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時04分 散会